

「大規模災害時における市議会の対応に関する規定（案）」

についての意見に対する対応一覧

現行（案）	意見	対応
1 目的 2 行目 市長等と協力し、	<u>災害対策本部</u> と協力し	県、近隣市町等にも協力するため、現行のまま市長等とする。
4 行動原則 3 行目 安全確保を第一とし、連絡手法	安全確保を第一とし、 <u>連絡手段</u>	変更 手段とする。
5 行動基準 (1) 初動期 ◇災害発生 2 4 時間以内 エ 議員は、市対策本部が災害対応に専念できるよう、市対策本部への要望は、緊急の場合を除き、議長（議会事務局）を窓口とする。	<u>エ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。</u>	変更 <u>エ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。</u>
◇災害発生 7 2 時間以内 ア 議長は、・・・長久手市議会災害対策の会議を行うため	<u>ア 議長は、・・・長久手市議会対策会議（以下「市議会災害対策会議」）を行うため</u>	変更 議会対応を協議する災害対策会議
	<u>ア 議長は、・・・長久手市議会において災害対策のための会議を行うため</u>	上記にする。
ウ 議員の参集は、原則徒歩とし、	ウ 議員の参集は、原則 <u>自家用車を使わず、</u>	現行どおり

<p>(2) 中期 ア 災害対策・・・次の事項について協議する。</p>	<p>ア 災害対策・・・以降の調査について協議する。</p>	<p>現行どおり</p>
<p>イ 議員は、会議の結果に基づき、担当する被災地、避難所に赴き、被災状況、避難所の状況等を調査する。</p>	<p>イ 議員は、会議の結果に基づき、被災状況等を調査する。</p>	<p>考慮して下記イウオをまとめた。</p>
<p>イ、ウ、オをまとめる。</p>	<p>イ 議員は、会議で担当することとなった被災地や避難所に赴き、被災状況及び避難所の状況等を調査するとともに、結果を議長へ報告する。また調査の際、市民から質問や意見等があれば、市対策本部からの情報に基づき、相談又は助言をする。</p>	<p>イ 議員は、会議で担当することとなった被災地や避難所に赴き、被災状況等を調査し、結果を議長へ報告する。また調査の際、市民から質問や意見等があれば、市対策本部からの情報に基づき、相談又は助言をする。</p>
<p>(3) 後期 ウ 災害対策会議は、市対策本部が廃止されたとき、もしくは議会内に特別委員会を設置したときは廃止する。</p>	<p>ウ 削除</p>	<p>削除</p>